

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

委員の皆様には、常々私ども淀川流域住民にいろいろとご配慮をくださいまして、深く感謝申し上げております。

さて、本日は流域委員会の中間報告及び、今後の議論などについて気がかりなことがございましてご相談申し上げます。

皆様の御努力により作成いただきました中間報告におきましては、高規格堤防等の事業について、以下のように記載されて御座います。

- ・ 高規格堤防（スーパー堤防）は、超過洪水対策としてはばかりでなく、現在の脆弱な堤防を破堤しにくいものにするという意味でも、推進されるべきである。
- ・ 高規格堤防の完成には多くの困難を伴うため、当面の対策として、堤防の強度の増加を図ることも重要である。

全くその通りであります、高規格堤防事業は推進されるべきものと思って御座いますが、具体的にどのようにこの困難な問題を解消してゆくのかを、示されていないことが気にかかるところで御座います。

私たちの目には、現在の淀川の高規格堤防事業は、法整備や、全体計画の策定が不充分なまま、場当たり的に事業を推進しているように映って御座います。

その例を申し上げますと、例えば、

- ① 全体事業費・計画・構造を詳細に策定しないまま事業を推し進めている。
 - ・ 何年後の完成を目指すのか。
 - ・ 当初（淀川の高規格堤防事業着手時）の計画全体事業費はどれだけか。
 - ・ 当初の計画全体事業費のうち、今現在何%が完了しているのか。
 - ・ 現在見直してみて、あとどれだけの費用がかかり、全体事業費はどうなるのか。
 - ・ 全体の詳細な平面計画・横断計画はどうなっているのか。
(国道1号線・阪神高速・堤防と平行に走っている水路等をどうするのか。)
 - ・ 地盤改良の要否の条件が未整理。また、地盤改良効果の検証手法が未決定。
 - ・ 堤外側の緩傾斜盛土施工の事前処理として、既設護岸撤去の要否が未整理。
- ② 事業のために地権者が自由に土地を使用できない期間の、地権者の固定資産税の納入義務の免除等の法整備的なことが未整理である。
- ③ 事業を進め易そうな箇所において、無理矢理に予算を要求し、地権者等と事前の協議を詳細に取り交わさずに手を着けている。
などの事柄で御座います。

上記の結果、着手後、地権者（民間企業・自治体）の提案する条件が厳しくなり、高規格堤防事業として無理を生じても、予算上の都合のため、計画を見直したり、中止したりといったことが出来なくなり、以下のように地権者の過剰な要求を呑まざるを得ず、結果的に一部地権者等の過大な利得となるなど、支障が生じていると考えて御座います。

- ① 更地で引き渡す事を条件として算定した移転補償を行った事案の建物の基礎や、高規格堤防事業が絡まずとも地権者が取り壊す必要がある建物等の取り壊しなどの処理

をも、国土交通省の予算で行っている。

- ・ 住友特殊金属跡地（上屋を含む建物のコンクリート殻を盛土内に埋め殺している）。
- ・ クラボウ跡地（一部建物基礎の撤去。その他部分の基礎は盛土内埋め殺し）。
- ・ 北牧野小学校跡地（建物上屋と基礎の撤去）

② 将来的には無駄となるか、または本来必要でない土留め擁壁を建て過ぎている。

点野地区・木屋地区・新町地区等、多々高額な擁壁群があるが、その無駄の際たるもののが国土交通省淀川工事事務所の四方を囲んでいる擁壁であり、高規格堤防と呼べるような代物ではない。木屋地区の擁壁なども、国道1号線の高規格堤防化が現実的でないことから、無駄になることは明白である。

既成の各工事における、盛土自体の施工費に対する、杭基礎を含む擁壁等の施工費の比率を調査すれば、如何に無駄金を使っているか解る。僅かな平場を確保するための高さ2~3m程度の低い擁壁を建てるために、その基礎として10mを越える長さのコンクリート杭を何十本も施工している例さえある。

③ 全箇所の擁壁を管理者である淀川工事事務所が把握できていない恐れがある。

④ 管理を地権者に引き渡した擁壁も、適正に管理されているか不明である。

⑤ 拥壁の災害（地震・越流）時の点検や、破損した場合の復旧等についても詳細にルール化されていない恐れがある。

⑥ 淀川工事事務所から、地権者に対して莫大な借地料が支払われている事案も多数あり、これは、事業途中の地権者の固定資産税納入の助けとなっているが、借地料が固定資産税を上回り、地権者の利得となっている場合もある。

淀川の高規格堤防事業とは、このような問題を抱えながら、今、無理を推して進捗すべき事業なのでしょうか。このままでは、大きな負の遺産を残す事になると考えます。

一旦立ち止まって、法整備・詳細な全体計画策定後、再開すべきではないでしょうか。

以上のようなことで、委員の皆様にご相談申し上げます。

今一度、高規格堤防事業の詳細な現状に目を向けていただき、河川管理者に対して、「高規格堤防事業を一時中断し、法整備等を行い、全体計画の詳細の見直し・策定のうえ、問題を解消して再開すること。」を求めていただくことは、委員会として有意義な働きなのではないでしょうか。

最後になりましたが、私共は淀川の治水事業に関わった仕事を生業とし、流域に暮らす者共で御座います。自らの身分を名乗ることは、多くの方々に御迷惑をお掛けすることに繋がると判断し、匿名にて御意見を申し上げた次第であります。まことに勝手であるとは存じますが、私共の意見をも御心に留め置かれ、御議論いただければ幸いと存じます。何とぞよろしくお願い申し上げます。

敬具

平成14年10月11日